

公共職業訓練を受講する雇用保険受給者の給付額

公共職業訓練を受講する雇用保険受給者の給付額

公共職業訓練を受講する雇用保険受給者には、1日当たり基本手当に受講手当を加えた額が支給される。

※ 受講手当は訓練受講日のみ支給。これに加え、別途通所手当等が支給される。

例：最低賃金でフルタイム働いていた雇用保険受給者が公共職業訓練を受講した際に受ける1ヶ月分の給付額

- 最低賃金で週5日、1日8時間働いた者の賃金日額は4074円

※ $713\text{円}(\text{最低賃金の加重平均}) \times 8\text{時間} \times 5\text{日}(\text{労働日数}) \div 7\text{日}(1\text{週間}) = 4074\text{円}$

- 上記の者が失業した場合の基本手当額は3253円

※ $\text{賃金日額}(4074\text{円}) \times \text{給付率}(\text{約}0.8) = 3253\text{円}$

- 上記の者が公共職業訓練を受講した際に受ける給付総額は108590円

※ $\text{基本手当額}(3253\text{円}) \times 1\text{ヶ月分}(30\text{日}) + \text{受講手当}(500\text{円}) \times \text{訓練日数}(22\text{日}) = 108590\text{円}$

※ この他、通所手当等が支給される。

雇用保険制度における職業訓練の受講に関する主な手当

手当の名称	雇用保険制度における措置
①訓練延長給付	基本手当の受給資格者が、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受講する場合に、訓練を受けている期間（最長2年間）内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給する。
②待期手当	受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受講するために待期している期間（上限90日間）について、所定給付日数を超えて基本手当を支給する。
③終了後手当	公共職業安定所長が指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者で、当該公共職業訓練等を受け終わってもなお就職が相当程度に困難な者であると認められるものについては、所定給付日数を超えて（30日から支給残日数を差し引いた日数が上限）基本手当を支給する。
④受講手当	受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けた日について、日額500円を支給する（平成21年改正により、平成21年度から平成23年度までの3年間の暫定措置として、日額を+200円増額している）。
⑤通所手当	受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受講する場合に、訓練実施機関への通所のために要する交通費の実費（上限42,500円）を支給する。
⑥寄宿手当	受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受講するために、その者により生計を維持されている同居の親族と別居して寄宿する場合には、月額10,700円を支給する。

最低賃金制度(水準)

制度趣旨

最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。

最低賃金の水準は、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、①を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

38

平成21年度の最低賃金の平均水準

加重平均時間額: 713円

参考: 最低賃金(加重平均時間額)でフルタイム働いた者が得る1ヶ月分の手取額
106447円

[$713\text{円} \times 173.8\text{時間} (40\text{時間}/\text{週} \times 52.14\text{週}/\text{年} \div 12\text{ヶ月}) \times 0.859 (\text{税・社会保険料を控除}) = 106447\text{円}$]

※税・社会保険料の控除割合として、中央最低賃金審議会平成21年度の第3回目安に関する小委員会提出資料の数字を使用し、便宜上計算したもの。

生活保護制度(水準)

制度趣旨

生活保護制度は、国が資産・能力等すべてを活用してもなお生活が困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施する制度であり、憲法25条に規定する最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

最低生活保障水準の具体的事例

I. 単身世帯【33歳】

(月額：単位：円)

	東京都区部等（1級地－1）	地方郡部等（3級地－2）
生活扶助(第1類費・第2類費)	84,990	65,870
住宅扶助(注1)	53,700	26,200
合計	138,690	92,070

II. 2人世帯【夫33歳、妻29歳】

	東京都区部等（1級地－1）	地方郡部等（3級地－2）
生活扶助(第1類費・第2類費)	130,280	100,960
住宅扶助(注1)	69,800	34,100
合計	200,080	135,060

III. 3人世帯【夫33歳、妻29歳、4歳】

	東京都区部等（1級地－1）	地方郡部等（3級地－2）
生活扶助(第1類費・第2類費)	162,170	125,680
児童養育加算	13,000	13,000
住宅扶助(注1)	69,800	34,100
合計	244,970	172,780

注1 住宅扶助の額は、1級地－1:東京都区部、3級地－2:八代市とした場合の上限額の例である。

(住宅扶助の実績額は、1級地－1:約40,170円、3級地－2:約18,220円(平成20年被保護者全国一斉調査))

注2 上記額に加えて、医療扶助等として、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。